

高速電力線搬送通信設備作業班の設置について(案)

1 背景

スマートメータの普及促進に向けた屋外通信(PLC通信)規制の緩和

「高速通信が可能となる2MHz～30MHzの周波数帯でのPLCの屋外利用について、事業者からの具体的な提案等を確認のうえ、無線システムへの影響等の検証・検討を速やかに開始し、結論を得る。＜平成22年度検討開始、平成23年度中結論＞」

「規制・制度改革に係る対処方針について」(H22.6.18 閣議決定)

2 今後の対応

情報通信審議会情報通信技術分科会電波利用環境委員会に高速電力線搬送通信設備作業班を設置し検討。

- ・23年3、4月:対象とする検討範囲(具体的なシステムイメージ)の確定
- ・23年中:無線システムへの影響の検証・検討(実測等)
- ・23年度末:情報通信審議会答申

3 課題

- (1)事業者からの具体的提案の集約
- (2)漏えい電波低減技術の効果の確認
- (3)無線利用との共存可能性・共存条件の検討
- (4)その他関連する事項

4 構成員

学識経験者、電波利用環境委員会関係者、PLCメーカー、電力事業関係者、放送関係者、アマチュア・海上・航空無線利用者等

高速電力線搬送通信設備について

これまでの経緯

平成14年4月～7月

電力線搬送通信設備に関する研究会

モデムのさらなる技術開発及び実験開発環境の制度整備の必要性を提言

平成16年1月

高速電力線搬送通信設備の実験制度の導入

屋内外における高速電力線搬送通信設備の実験制度導入に係る無線設備規則等の一部改正

平成17年1月～12月

高速電力線搬送通信に関する研究会

高速電力線搬送通信の屋外利用については、漏えい電波が十分に低減できるめどが立っていないことから、屋内利用のみについて条件がまとめられる。

平成18年1月～6月

情報通信審議会審議(技術的条件の審議)

平成18年7月～9月

電波監理審議会(省令改正案の審議)

行政手続法に基づくパブリック・コメント

平成18年10月4日

改正省令等公布・施行

特徴

- 1 電力線を利用して通信するシステム。既に敷設済の電線を通信に利用するため、容易にネットワークの構築が可能。
- 2 電力線は、もともと通信信号を流すことを想定していないため、電波が漏れ易い。そのため、短波帯を利用する無線通信との共存を図るため審議を行い、技術基準を設定。

利用イメージ

